

# 公立大学法人島根県立大学職員給与規程

平成 19 年 4 月 1 日  
規程第 23 号

## 第 1 章 総則

(目的)

**第 1 条** この規程は、公立大学法人島根県立大学職員就業規則(平成 19 年規則第 3 号。以下「就業規則」という。)第 20 条の規定に基づき、就業規則の適用を受ける職員の給与に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(給与の種類)

**第 2 条** 職員の給与は、給料、賞与及び諸手当とする。

- 2 給料は、給料月額及び給料の調整額とする。
- 3 賞与は、期末手当及び勤勉手当とする。
- 4 諸手当は、管理職手当、産業医手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、入試問題作成等手当、大学入学共通テスト手当、面接担当手当、公開講座担当手当、リカレント教育手当、大学院留学生研究指導手当、しまね地域マイスター指導手当及び非常勤講師担当手当とする。

(給与の支給日等)

**第 3 条** 給料は、毎月 15 日(8 月にあつては 12 日)に支給する。ただし、その日が所定休日(公立大学法人島根県立大学職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程(平成 19 年規程第 21 号。以下「勤務時間規程」という。)第 7 条第 1 項に規定する所定休日をいう。以下同じ。)に当たるときは、その日前において、その日に最も近い所定休日でない日に支給する。

- 2 給料は毎月末を締切日とし、各月の末日までに欠勤、短時間勤務等の事由により前項の規定に基づき支給した給料と本来支給すべき給料との間に過不足が生じた場合には、原則として、翌月の給料においてこれを清算する。ただし、やむを得ない事由がある場合には、その清算時期を遅らせることができる。
- 3 賞与は、第 17 条第 3 項に規定する場合を除き、毎年 6 月 30 日及び 12 月 10 日に支給する。ただし、その日が所定休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い所定休日でない日に支給する。
- 4 管理職手当、産業医手当、扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当は、給料の支給日に支給する。
- 5 時間外勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、入試問題作成等手当、大学入学共通テスト手当、面接担当手当、公開講座担当手当、リカレント教育手当、大学院留学生研究指導手当、しまね地域マイスター指導手当及び非常勤講師担当手当は、当該手当の支給要件となる事実が発生した月の翌月の給料の支給日に支給する。ただし、事務処理上やむを得ない事情が存在する場合には、翌々月に支給することができる。
- 6 職員が勤務時間規程第 8 条の 2 第 1 項の規定により指定された時間外勤務代休時間に勤務した場合において支給する当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当は、同項の規定により時間外勤務代休時間が指定された月の翌日の給料の支給日に支給する。ただし、事務処理上やむを得ない事情が存在する場合には、その翌々月に支給するこ

とができる。

7 第1項及び前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる非常の場合の費用に充てるため請求があった場合には、既往の勤務に対する給料及び諸手当を速やかに支給する。職員が退職し、若しくは解雇されたとき、又は法人が特に必要と認めたときも同様とする。

(1) 職員又はその収入によって生計を維持している者が結婚（婚姻の届出はしないが、事実上婚姻関係と同様の事情（性別が同一である二者間の場合を含む。）にある者を含む。）若しくは出産し、疾病にかかり、災害に遭い、又は死亡した場合

(2) 職員又はその収入によって生計を維持する者がやむを得ない事由により1週間以上にわたって帰郷する場合

（給与の支給原則等）

**第4条** 給与は、職員に直接、その全額を通貨で支給する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、給与からこれを控除して支給する。

(1) 源泉所得税

(2) 住民税

(3) 社会保険料

(4) 雇用保険料

(5) 前各号に定めるもののほか、労働基準法（昭和22年法律第49号）第24条第1項ただし書に基づく協定により、給与からの控除が認められたもの

3 第1項の規定にかかわらず、職員の同意を得た場合には、給与はその指定する銀行その他の金融機関における預貯金口座等へ振り込むことにより、これを支給する。

（日割計算等）

**第5条** 月の途中で、職員となった者、昇格、昇給等により給料の額に変動を生じた者及び退職し、又は解雇された者の給料は、日割計算に基づき、これを支給する。

2 前項の日割計算は、その期間の総日数から所定休日の日数を差し引いた日数を基礎として、これを行う。

3 第1項の規定にかかわらず、職員が死亡したときは、その月の末日まで勤務したものととして、給料を支給する。

4 前3項の規定は、管理職手当の支給について準用する。

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

**第6条** 第25条、第26条及び第31条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額を1年間における1か月当たりの平均所定勤務時間数で除して得た額とする。

2 前項の規定により勤務1時間当たりの給与の額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

（端数の処理）

**第7条** この規程により計算した給与の確定金額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

## 第2章 給料

（給料の支給）

**第8条** 給料は、その者の職務に応じ、次条の給料表に定める職務の級及び号給に基づき、これを支給する。

(給料表)

**第9条** 給料表の種類及びその適用範囲は、次のとおりとする。

(1) 大学教育職給料表(別表第1) 教授、准教授、講師、助教及び助手に対して適用する。

(2) 一般職給料表(別表第2) 大学教育職給料表の適用を受ける職員以外の職員に対して適用する。

2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを別表第3に定めるところにより給料表に定める職務の級に分類する。

(初任給)

**第10条** 新たに職員として採用した者の初任給は、別表第4に定める号給を基礎として、他の職員との均衡を考慮しつつ、その者の学歴免許等の資格、職務経験等に応じて、決定するものとする。

(昇格)

**第11条** 昇任した職員については、その者が従事する職務に応じた上位の級に、これを昇格させるものとする。

2 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第5の昇格後の号給欄に定める号給とする。

(昇給)

**第12条** 職員の昇給は、1月1日に、同日前1年間における次の各号に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。

(1) 勤務成績が良好である職員 A

(2) 勤務成績がやや良好でない職員 B

(3) 勤務成績が良好でない職員 C

2 前項の規定により職員(次項に規定する職員を除く。以下この項において同じ)の昇給を行う場合における昇給の号給数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として、これを決定するものとする。

3 大学教育職給料表の適用を受ける職員にあつては57歳、一般職給料表の適用を受ける職員にあつては55歳に達した日の翌日以後の最初の4月1日以後の昇給は行わないものとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができないものとする。

5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、財務状況の悪化その他やむを得ない事由がある場合には、昇給の時期を延期し、又は昇給を行わないことがある。

(特別の場合の昇給)

**第13条** 勤務成績が良好である職員が生命をとして職務を遂行し、そのために死亡し、又は重度障害を有することとなった場合には、死亡し、又は重度障害を有することとなった日において、昇給をさせることができる。

(降格)

**第 14 条** 降任した職員については、その者が従事する職務に応じた下位の級にこれを降格する。

2 職員を降格させた場合におけるその者の号給は、降格した日の前日における号給と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給）とする。

（復職時等における号給の調整）

**第 15 条** 就業規則第 14 条第 1 項の規定により休職にされた職員が復職し、又は勤務時間規程第 21 条の育児休業若しくは勤務時間規程第 22 条の介護休業をした職員若しくは勤務時間規程第 19 条第 1 号若しくは第 2 号の休暇のため引き続き勤務しなかった職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、休職期間、育児休業若しくは介護休業の期間又は休暇の期間を別表第 6 に定めるところにより換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、又は職務に復帰した日（以下「復職等の日」という。）及び復職等の日以後における最初の 1 月 1 日又はそのいずれかの日に昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

（給料の調整額）

**第 16 条** 職務の複雑さ、困難さ、責任の程度、勤務の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件が、同じ職務の級に属する他の職員と比べて著しく特殊な職員については、その職務の特殊性に基づき、給料の調整を行うことができる。

2 前項の規定による給料の調整を行う職は、別表第 7 に定める職とする。

3 給料の調整額は、当該職員の職務の級に応じて、別表第 8 に掲げる調整基本額（その額が給料月額額の 100 分の 4.5 を超えるときは、給料月額額の 100 分の 4.5 に相当する額とし、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）に別表第 7 の調整数を乗じて得た額とする。

### 第 3 章 賞与

（賞与の支給）

**第 17 条** 賞与は、毎年 6 月 1 日又は 12 月 1 日（以下「基準日」という。）に法人に在籍する職員に対して支給する。基準日前 1 か月以内に退職し、又は死亡した職員についても、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する職員に対しては、賞与を支給しない。

(1) 基準日（基準日前 1 か月以内に退職し、又は死亡した職員にあっては、その退職し、又は死亡した日。以下「基準日等」という。）において就業規則第 14 条第 1 項の規定に基づく休職期間中の職員のうち、給与の支給を受けていない者

(2) 基準日等において就業規則第 14 条第 1 項第 2 号の規定に基づき休職中の者

(3) 基準日等において就業規則第 35 条第 3 号に規定する停職期間中の者

(4) 基準日の 1 か月前の日から支給日までの間に、就業規則第 28 条第 1 項第 2 号若しくは第 3 号に規定する理由に基づき解雇され、又は同条第 2 項第 4 号の規定に基づき懲戒解雇された者

3 支給日において前項第 4 号に規定する解雇又は懲戒解雇の事由が明白に存在する職員には、賞与を支給せず、又はその支給日を遅らせることができる。

（期末手当）

**第 18 条** 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100 分の 117.5 を乗じて得た額に、基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在職期間	割合
6 か月	100 分の 100
5 か月以上 6 か月未満	100 分の 80
3 か月以上 5 か月未満	100 分の 60
3 か月未満	100 分の 30

- 2 前項の期末手当基礎額は、基準日等において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額とする。
- 3 別に定める職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額に職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して 100 分の 20 を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額（別に定める管理又は監督の地位にある職員にあつては、その額に給料月額に 100 分の 25 を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第 1 項の期末手当基礎額とする。

（勤勉手当）

**第 19 条** 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の総額は、職員の勤勉手当基礎額に職員がそれぞれの基準日等において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に 100 分の 97.5 を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

勤務期間	割合
6 か月	100 分の 100
5 か月 15 日以上 6 か月未満	100 分の 95
5 か月以上 5 か月 15 日未満	100 分の 90
4 か月 15 日以上 5 か月未満	100 分の 80
4 か月以上 4 か月 15 日未満	100 分の 70
3 か月 15 日以上 4 か月未満	100 分の 60
3 か月以上 3 か月 15 日未満	100 分の 50
2 か月 15 日以上 3 か月未満	100 分の 40
2 か月以上 2 か月 15 日未満	100 分の 30
1 か月 15 日以上 2 か月未満	100 分の 20
1 か月以上 1 か月 15 日未満	100 分の 15
15 日以上 1 か月未満	100 分の 10
15 日未満	100 分の 5
0	0

- 2 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額とする。
- 3 前条第 3 項の規定は、第 1 項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、

前条第3項中「前項」とあるのは、「第19条第2項」と読み替えるものとする。

#### 第4章 諸手当

(管理職手当)

**第20条** 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員(以下「管理職員」という。)に対して、これを支給する。

2 前項の管理職員の範囲については、別表第9に定めるとおりとし、管理職手当の月額は、同表に定める額とする。

ただし、同表の区分の職を兼職する場合にあっては、上位の区分の額のみを支給するものとする。

3 管理職手当には、第26条に規定する夜間勤務手当が含まれるものとする。

4 管理職員が、月の初日から末日までの全期間にわたって勤務しなかった場合(業務災害に遭い、療養のため勤務しないことを法人が特に認めた場合を除く。)には、その月の管理職手当は支給しない。

(産業医手当)

**第20条の2** 産業医手当は、公立大学法人島根県立大学職員安全衛生管理規程(平成19年規程第28号)第4条に規定する産業医に選任された職員に対して、これを支給する。

2 産業医手当の月額は、1事業場あたり10,000円とする。

(扶養手当)

**第21条** 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して、これを支給する。

2 前項の扶養親族は、次の各号のいずれかに該当する者であって、他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものとする。

(1) 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情(性別が同一である二者間の場合を含む。))にある者を含む。以下同じ。)

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(4) 満60歳以上の父母及び祖父母

(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(6) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円(大学教育職給料表5級の適用を受ける職員にあっては、3,500円)、同項第2号に該当する扶養親族については1人につき10,000円とする。

4 前項の規定にかかわらず、扶養親族である子の中に、満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合、その扶養手当の月額は、5,000円に特定期間にある当該扶養親族である子の数を乗じて得た額を、同項の規定による額に加算した額とする。

5 職員は、扶養手当の支給を受けようとするとき、又は支給に係る事実に変更が生じたときは、その旨を法人に届け出なければならない。

6 扶養手当の支給の開始若しくは終了又は額の改定は、その事由が生じた日の属する月の翌月(事由が生じた日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行う。ただし、支給の開始又は額の増額については、前項の規定による届出が事由が生じた日から起算して

1月を経過した後にはされたときは、届出を受理した日の属する月の翌月から行うものとする。

(住居手当)

**第22条** 住居手当は、自ら居住するために住居(貸間を含み、法人又は島根県が設置した宿舍を除く。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃(使用料を含む。共益費、駐車場使用料を除く。以下同じ。)を支払っている職員に対して、これを支給する。

2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額とする。

(1) 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額

(2) 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円)を11,000円に加算した額

3 前条第5項及び第6項の規定は、住居手当について準用する。

(通勤手当)

**第23条** 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員

(2) 通勤のため自動車等の交通手段を使用することを常例とする職員

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)とする。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1か月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)とする。

(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、別表第10に定める額とする。

(3) 前項第3号に掲げる職員 第1号及び第2号に掲げる額の合計額(1か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額)が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち、最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)とする。

3 勤務地を異にする異動又は勤務地の移転に伴い、所在する地域を異にする勤務地に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員であつて、特別急行列車等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上又は通勤時間が90分以上であるもののうち、第1項第1号又は第3号

に掲げる職員で、当該異動又は勤務地の移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。)からの通勤のため、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下「特別急行列車等」という。)でその利用が次に掲げる基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とする職員の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額と前項の規定による額の合計額とする。

- (1) 特別急行列車等(高速自動車国道等の有料の道路を除く。)の利用により通勤時間が30分以上短縮されること。
  - (2) 高速自動車国道等の有料の道路を利用して通勤するものとした場合における自動車等の使用距離が、当該道路を利用しないで通勤するものとした場合における自動車等の使用距離に100分の125を乗じて得た距離を超えないこと。
- 4 第1項に規定する通勤手当は、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離(一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとする。)が片道2キロメートル未満である者には支給しない。
  - 5 通勤手当は、支給単位期間(法人が別に定める通勤手当にあつては、別に定める期間)に係る最初の月の第3条に定める日に支給する。
  - 6 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。
  - 7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として別に定める期間(自動車等に係る通勤手当にあつては、1か月)をいう。
  - 8 職員が、月の初日から末日までの全期間にわたって勤務しなかった場合には、その月の通勤手当は支給しない。
  - 9 第21条第5項及び第6項の規定は、通勤手当について準用する。  
(単身赴任手当)

**第24条** 勤務地を異にする異動に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する勤務地までの通勤距離が60キロメートル以上であるもののうち、単身で生活することを状況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務地までの通勤距離が、60キロメートル未満となった場合には、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額額は30,000円とし、職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が80キロメートル以上である職員にあつては、その額に、次の各号に掲げる交通距離の区分に応じ、当該各号に定める額を加算した額とする。
  - (1) 80キロメートル以上100キロメートル未満 5,000円
  - (2) 100キロメートル以上150キロメートル未満 8,000円



(3) 150 キロメートル以上 10,000 円

3 採用に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該採用の直前の住居から当該採用の直後に在勤する勤務地までの通勤距離が 60 キロメートル以上であるもののうち、採用の事情等を考慮して特に必要があると認められる者については、別に定めるところにより、単身赴任手当を支給することができる。

4 第 21 条第 5 項及び第 6 項の規定は、単身赴任手当について準用する。

(時間外勤務手当)

**第 25 条** 勤務時間規程第 3 条第 1 項又は第 4 条第 1 項の規定に基づき、超過勤務又は休日勤務を命じられた職員には、これらの勤務を命じられた時間 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる勤務の区分に応じて当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給する。

(1) 超過勤務 100 分の 125(その勤務が深夜に行われた場合は、100 分の 150)

(2) 休日勤務 100 分の 135(その勤務が深夜に行われた場合は、100 分の 160)

2 前項の規定にかかわらず、勤務時間規定第 3 条第 1 項又は第 4 条第 1 項の規定に基づき、超過勤務又は休日勤務を命じられ、これらの勤務を命じられた時間が 1 箇月について 60 時間を超えた職員には、その 60 時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 150 (その勤務が深夜に行われた場合は、100 分の 175) を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給する。

3 勤務時間規程第 8 条の 2 第 1 項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する 60 時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 150 (その勤務が深夜に行われた場合は、100 分の 175) から第 1 項各号に掲げる勤務の区分に応じて当該各号に掲げる割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

4 前 3 項の規定にかかわらず、管理職員には、時間外勤務手当を支給しない。

(夜間勤務手当)

**第 26 条** 勤務時間規程第 5 条第 1 項の規定に基づき、深夜に勤務することを命じられた職員には、当該勤務を命じられた時間 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 25 を乗じて得た額の夜間勤務手当を支給する。ただし、前条の規定により、深夜に勤務を命じられた時間を含めて、時間外勤務手当が支給される場合は、夜間勤務手当は支給しない。

(宿日直手当)

**第 26 条の 2** 所轄労働基準監督署長の許可を受け、勤務時間規定第 9 条の規定に基づき、宿直又は日直の勤務を命じられた職員には、その勤務 1 回につき 6,100 円の宿日直手当を支給する。

2 前項の勤務は前 2 条の勤務には含まれないものとする。

(入試問題作成等手当)

**第 27 条** 入試問題作成等手当は、入学試験問題(AO入学試験における課題及び総合政策学部における自己推薦入学試験の総合問題を含む。以下同じ。)の作成等担当委員を命じら

れた職員が、入学試験問題の作成、採点等の業務に従事した場合に支給する。

- 2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じて当該各号に定める額とする。
  - (1) 一般選抜試験（大学院の一般選抜試験を除く。）及び自己推薦入学試験における業務（小論文に係る業務を除く。）
    - ア 入学試験問題の作成 1 教科につき 40,000 円
    - イ 入学試験問題の作成補助（入学試験問題の作成を行った者以外の者が行う入学試験問題の検討、点検等の業務をいう。次号において同じ。） 1 教科につき 8,000 円
    - ウ 採点（自己推薦入学試験におけるレポート採点を含む。） 1 日につき 5,000 円
  - (2) 前号に該当する業務以外の入学試験業務
    - ア 入学試験問題の作成 1 教科につき 5,000 円
    - イ 入学試験問題の作成補助 1 教科につき 1,000 円
    - ウ 採点（AO入学試験におけるレポート採点を含む。） 1 日につき 5,000 円
- 3 職員が同一の試験の同一の教科について入学試験問題の作成の業務及び入学試験問題の作成補助の業務のいずれにも従事した場合は、当該教科については、入学試験問題の作成の業務に係る手当を支給し、入学試験問題の作成補助の業務に係る手当は支給しない。  
（大学入学共通テスト手当）

**第 27 条の 2** 大学入学共通テスト手当は、教員が大学入学共通テストの試験監督者等の職を兼ね、大学入学共通テスト当日に当該試験監督者等としての業務に従事した場合に支給する。

- 2 前項の手当の額は、1 日につき 15,000 円とする。  
（面接担当手当）

**第 27 条の 2 の 2** 面接担当手当は、教員が入学試験における面接の業務に従事した場合に支給する。

- 2 前項の手当の額は、1 日につき以下の各号に定める額とする。
  - (1) 面接を所定休日に行った場合 8,000 円
  - (2) 面接を所定休日以外に行った場合 4,000 円  
（公開講座担当手当）

**第 27 条の 3** 公開講座担当手当は、職員が、公開講座の講師の業務に従事した場合に支給する。

- 2 前項の手当の額は、別表第 11 に定める額とする。  
（リカレント教育手当）

**第 27 条の 4** リカレント教育手当は、教員が所定休日又は夜間（午後 8 時以後の時間をいう。）において、リカレント教育に係る授業（授業以外のリカレント教育に係る講義、演習等のうち理事長が別に定めるものを含む。以下この条において同じ。）に従事した場合に支給する。

- 2 前項の手当の額は、授業 1 回につき 7,000 円（授業の時間が 1 時間以内の場合にあつては 3,500 円）とする。
- 3 リカレント教育手当には、第 26 条に規定する夜間勤務手当が含まれるものとする。
- 4 非常勤講師担当手当の支給要件に該当する授業を担当した場合は、当該授業に関してはこれらの手当を支給し、リカレント教育手当は支給しない。

(大学院留学生研究指導手当)

**第 27 条の 5** 大学院留学生研究指導手当は、大学院留学生が学位認定された場合に、主たる指導教員として学術論文作成指導の完成に至るまでの一連の指導業務に従事した当該学生が所属する課程の職員に対して支給する。

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じて当該各号に定める額とする。

(1) 大学院博士後期課程 指導した留学生 1 人につき 60,400 円

(2) 大学院博士前期課程 指導した留学生 1 人につき 30,200 円

(3) 前 2 号の規定に関わらず、1 名の留学生に対し複数名の指導教員を認定した場合にあっては、前 2 号の手当の額は別表第 12 に定める額とする。

(しまね地域マイスター指導手当)

**第 27 条の 6** しまね地域マイスター指導手当は、教員が地域共生演習を開講し、しまね地域マイスター指導の業務に従事した学期(島根県立大学学則(平成 12 年 4 月規程第 1 号)第 11 条に規定する学期をいう。)の各月に支給する。

2 前項の手当の額は、1 月につき 8,000 円とする。

3 しまね地域マイスター指導手当は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日までに行なった地域共生演習について支給する。

## 第 28 条 削除

(非常勤講師担当手当)

**第 29 条** 非常勤講師担当手当は、職員が公立大学法人島根県立大学の非常勤講師の職を兼ね、当該非常勤講師としての授業に従事した場合に支給する。ただし、教員が、教員と同一キャンパスに属する学生のみが対象となる授業に従事した場合には支給しない。

2 前項の手当の額は、授業 1 回につき、次の表に定める額とする。

従事者の職名	手当の額
教授	9,800 円
准教授	9,100 円
教授及び准教授以外の者	8,400 円
事務職員	7,000 円

注 授業時間が 1 時間以内の場合にあっては、この表に掲げる額の 2 分の 1 の額とする。

## 第 5 章 給与の特例等

(休職期間中の給与)

**第 30 条** 職員が業務災害に遭い、療養のため、就業規則第 14 条第 1 項第 1 号の規定に基づき休職にされた場合には、その休職の期間中、給与の全額を支給する。

2 前項に規定する場合を除き、職員が結核性疾患にかかり就業規則第 14 条第 1 項第 1 号の規定に基づき休職にされた場合には、その休職の期間が満 2 年に達するまでは、これに給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 80 を、結核性疾患以外の心身の故障により同号に基づき休職にされたときはその休職の期間が満 1 年に達するまでは、これに給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 80 を支給することができる。

3 職員が刑事事件に関して起訴され、就業規則第 14 条第 1 項第 2 号の規定に基づき休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当及び住居手当のそれぞれ 100 分

の 60 以内を支給することができる。

- 職員が就業規則第 14 条第 1 項第 4 号の規定に基づき休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 70 以内を支給することができる。ただし、その原因である災害が業務災害であると認められるときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

(給与の減額)

- 第 31 条** 職員が勤務しなかった場合には、他に別段の定めのない限り、勤務 1 時間当たりの給与額にその勤務しなかった時間数を乗じて得た額を減額して、給与を支給する。

(特例)

- 第 32 条** 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成 12 年法律第 50 号。以下「公益法人等派遣法」という。)第 2 条第 1 項の規定に基づき島根県から派遣された職員の給与は、第 2 条から前条までの規定にかかわらず、公益法人等派遣法第 2 条第 1 項の規定に基づく法人と島根県との間の取決めにおいて定めるところによる。

- 任期を定めて雇用された職員の給与は、第 2 条から前条までの規定にかかわらず、別に定める。

## 第 6 章 補則

(給与の改定)

- 第 33 条** この規程に定める給与の額は、法人の業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとなるように、これを改定するものとする。

(実施に関し必要な事項)

- 第 34 条** この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

(施行期日等)

- この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。  
(給与の口座振込の同意に係る経過措置)
- 地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第 59 条第 2 項の規定により法人がその身分を承継した職員(以下「承継職員」という。)のうち、この規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日においてその同意に基づき島根県から給与の口座振込を受けていた者については、当該同意をこの規程第 4 条第 3 項の規定に基づく同意とみなすことができる。  
(施行日における承継職員の職務の級及び号給)
- 承継職員(施行日に昇任又は降任をした職員を除く。)の施行日における職務の級及び号給は、その者が施行日の前日において県立学校の教育職員の給与に関する条例(昭和 29 年島根県条例第 6 号。以下「県立学校条例」という。)の規定により決定されていた職務の級及び号給と同一の職務の級及び号給とする。
- 施行日に昇任又は降任をした職員の職務の級及び号給は、施行日の前日において県立学校条例の規定により決定されていた職務の級及び号給を基礎として、第 11 条又は第 14 条の規定を適用した場合に得られる職務の級及び号給とする。  
(住居手当に係る経過措置)
- 承継職員のうち、施行日の前日において、県立学校条例第 19 条の 2 の規定に基づき住居手当の支給を受けていた者であって、引き続き同一の住居に居住するものに対する第 22 条

の規定の適用については、同条第1項第1号の規定中「職員（法人が設置した宿舎に入居することができない事情がある者に限る。）」とあるのは、「職員」と読み替える。

（給料月額に関する経過措置）

- 6 承継職員のうち、施行日の前日において県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成17年島根県条例第77号）附則第8項から第10項までの規定の適用を受けていた者については、平成27年3月31日までの間、給料月額のほか、これらの規定に準じて算出した額の給料を支給する。なお、同条例附則第8項第1号の表中

給料表	職務の級	号給
給与条例別表第1の	1級	1号給から52号給まで
高等学校等教育職給料表	2級	1号給から32号給まで

とあるのは

給料表	職務の級	号給
大学教育職給料表	1級	1号給から32号給まで
	2級	1号給から12号給まで

とする。

（給料の調整額に関する経過措置）

- 7 平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間、第16条に規定する給料の調整額の支給を受ける職員に対して、同条の規定による給料の調整額のほか、県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成18年島根県人事委員会規則第8号）附則第9項及び第10項の規定に準じて算出した額の給料の調整額を支給する。

（管理職手当に関する経過措置）

- 8 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間、第20条に規定する管理職手当の支給を受ける職員に対して、同条の規定による管理職手当のほか、県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成19年島根県人事委員会規則第12号）附則第2項から第4項までの規定に準じて算出した額の管理職手当を支給する。

（職員の給与の特例）

- 9 平成19年4月1日から平成24年3月31日までの間、職員の給料月額は、第8条の規定にかかわらず、別表第1又は別表第2に定める額から当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に掲げる割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、退職手当の算出の基礎となる給料月額は、別表第1又は別表第2に定める額とし、第18条第2項の期末手当基礎額の算定について同条第3項の加算を受けることができない職員の賞与及び勤務1時間当たりの給与額（第31条に規定するものを除く。）の算出の基礎となる給料月額は、別表第1又は別表第2に定める額から当該額に100分の3を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

- (1) 管理職員のうち別表第9の1種又は2種の区分の適用を受ける者 100分の10
- (2) 管理職員（前号に掲げる者を除く。） 100分の8
- (3) 前2号に掲げる職員以外の職員 100分の6

- 10 附則第6項の規定による給料を支給される職員に関する前項の規定の適用については、「の給料月額」とあるのは「の給料月額と附則第6項の規定による給料の額の合計額」と、「第8条」とあるのは「第8条及び附則第6項」と、「定める額から当該額に次の」とあるのは「定める額と附則第6項の規定による給料の額との合計額から当該合計額に次の」と、「給料月額は、別表第1又は別表第2に定める額から当該額」とあるのは「給料月額と附則第6項の規定による給料の額の合計額は、別表第1又は別表第2に定める額から当該合計額」とする。
- 11 平成19年4月1日から平成24年3月31日までの間、職員の管理職手当の額は、第20条第2項及び附則第8項の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額から当該額に次の各号に掲げる管理職員の区分に応じて当該各号に掲げる割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。
- (1) 管理職員のうち別表第9の1種又は2種の区分の適用を受ける者 100分の25
  - (2) 管理職員（前号に掲げる者を除く。） 100分の20
- 12 平成19年12月1日から平成22年12月10日までの間、基準日以前6箇月以内の期間において外部資金を受けて行う業務に従事した職員のうち、理事長が、別に定める基準に基づき法人としての成果の向上に貢献をしたと認める者の期末手当の額は、第18条の規定により算出した額に、50,000円を超えない範囲内で理事長が別に定める額を加算した額とする。
- 13 12月に支給する期末手当の額は、教員個人評価に基づき前年度の活動に対して高い評価を得た者のうち理事長が別に定める者にあつては、第18条の規定により算出した額に、理事長が別に定める額を加算した額とする。
- 14 平成22年12月に支給する期末手当において、給与規程附則第12項及び第13項のいずれにも該当する職員は、いずれか高い額となる附則のみ適用する。
- 15 平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間、職員の管理職手当の額は、第20条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額から当該額に次の各号に掲げる管理職員の区分に応じて当該各号に掲げる割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。
- (1) 管理職員のうち別表第9の1種又は2種の区分の適用を受ける者 100分の12.5
  - (2) 管理職員（前号に掲げる者を除く。） 100分の10
- 16 平成27年3月31日までの間、職員（次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が同表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であつてその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下「特定職員」という。）の給料月額は、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日）以後、第8条及び第9条第1項の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額から、当該額に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合にあつては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額）を減じた額とする。ただし、退職

手当の算出の基礎となる給料月額は、第8条及び第9条第1項の規定により定められる額とする。

給料表	職務の級
大学教育職給料表	4級
一般職給料表	6級

- 17 平成27年3月31日までの間、前項の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が前項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）の55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後の管理職手当は、第20条の規定にかかわらず、同条の規定により定められる額に100分の98.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- 18 令和4年4月1日から当分の間、令和4年4月1日（以下この項において「切替日」という。）の前日に助手の職務に従事する職員のうち、切替日以降も引き続き助手の職務に従事する職員について、その者が受ける給料月額は、第8条及び第9条の規定にかかわらず、別表第1の2級を適用する。

#### 附 則

（施行期日等）

- 1 この改正は、平成19年12月1日から施行する。ただし、第2条及び第3条の改正規定（公開講座担当手当に係る部分に限る。）、第27条の3を加える改正規定並びに附則第9項及び第11項の改正規定は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第21条第3項、別表第1、別表第2、別表第5及び別表第7の規定は、平成19年4月1日から適用する。
- 3 改正後の別表第6の規定は、平成19年8月1日以後の育児休業の期間に係る調整について適用し、同日前の育児休業の期間に係る調整については、なお従前の例による。  
（平成19年12月に管理職員に対して支給する期末手当に関する特例）
- 1 平成19年12月に管理職員（別表第9の1種、2種又は3種の区分の適用を受ける者に限る。）に対して支給する期末手当に関する改正後の第18条第1項の規定については、同項中「100分の150」とあるのは、「100分の140」とする。

#### 附 則

（施行期日等）

- 1 この改正は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条及び第3条の規定（面接担当手当に係る部分に限る。）並びに第27条の2の2の規定は、平成20年4月1日から適用する。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この改正は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 25 条、附則第 9 項（特例期間に係る部分に限る。）、第 11 項（特例期間に係る部分に限る。）及び別表第 9 の改正規定は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

（平成 21 年 12 月に支給する期末手当に関する特例）

- 2 平成 21 年 12 月に支給する期末手当に関する改正後の第 18 条第 1 項の規定の適用については、同項中「100 分の 140」とあるのは、「100 分の 125（第 20 条第 1 項に規定する管理職員以外の職員にあっては、100 分の 135）」とする。

（平成 21 年 12 月に支給する勤勉手当に関する特例）

- 3 平成 21 年 12 月に支給する勤勉手当に関する改正後の第 19 条第 1 項の規定の適用については、同項中、「100 分の 67.5」とあるのは、「100 分の 62.5」とする。

#### 附 則

この改正は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この改正は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 25 条、附則第 9 項及び第 11 項の改正規定は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この改正は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この改正は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この改正は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。  
（平成 24 年 4 月 1 日前に 55 歳に達した職員に関する読替え）
- 2 この改正の施行の日前に 55 歳に達した職員に対する改正後の公立大学法人島根県立大学職員給与規程附則第 16 項及び第 17 項の規定の適用については、第 16 項中「当該特定職員が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日」とあるのは「平成 24 年 4 月 1 日」と、「55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後」とあるのは「同日後」とし、第 17 項中「55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日」とあるのは「平成 24 年 4 月 1 日」と、「55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後」とあるのは「同日後」とする。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この改正は、平成 25 年 1 月 7 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。  
（給与の内払）



- 2 改正前の規程に基づいて、平成 24 年 4 月 1 日以後分として支給された給与は、改正後の規程による給与の内払とみなす。

**附 則**

この改正は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

**附 則**

この改正は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この改正は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

**附 則**

この改正は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

**附 則**

この改正は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この改正は、平成 27 年 2 月 2 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。  
(平成 26 年 12 月に支給する勤勉手当に関する特例)
- 2 平成 26 年 12 月に支給する勤勉手当に関する改正後の第 19 条第 1 項の規定については、同項中「100 分の 65」とあるのは、「100 分の 75」とする。  
(給与の内払)
- 3 改正前の規程に基づいて、平成 26 年 4 月 1 日以後分として支給された給与は、改正後の規程による給与の内払とみなす。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。  
(給料の切替えに伴う経過措置)
- 2 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員について、その者が受ける給料月額が、次項に定める給料月額に達しないこととなるものには、平成 32 年 3 月 31 日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 3 切替日の前日 の給料月額は、第 9 条第 1 項に規定する額とする。この場合において、切替日の前日に特定職員であった職員にあっては、切替日の前日において受けていた給料月額を平成 19 年 4 月 1 日施行に係る附則第 16 項本文の規定の例により減じて得た給料月額とし、かつ、切替日の前日において職員給与規程平成 19 年 4 月 1 日施行に係る附則第 6 項本文の規定の例による経過措置を受けていた職員にあっては、当該経過措置の額を減じて得

た給料月額とする。

- 4 前項の規定にかかわらず、切替日以後に、その者が受ける給料月額が前項の給料月額に達した日以後、第2項の規定は適用しない。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成27年12月9日から施行し、改正後の規定(第19条第1項の改正規定を除く)は平成27年4月1日から、第19条第1項の改正規定は平成27年12月1日から適用する。

(平成27年12月に支給する勤勉手当に関する特例)

- 2 平成27年12月に支給する勤勉手当に関する改正後の第19条第1項の規定の適用については、同項中「100分の75」とあるのは、「100分の80」とする。

(給与の内払)

- 3 改正前の規定に基づいて、平成27年4月1日以後分として支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

#### 附 則

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

#### 附 則

この改正は、平成28年6月1日から施行する。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成29年2月6日から施行する。ただし、第21条及び第23条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

- 2 第9条及び第19条による改正後の規定は、平成28年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正前の規程に基づいて、平成28年4月1日以後分として支給された給与は、改正後の規程による給与の内払とみなす。

(平成31年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

- 4 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間の扶養手当の額は、改正後の第21条第3項の規定は適用せず、同条第2項第1号に該当する扶養親族については10,000円、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円(職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人については9,000円とする。)、同項第2号に該当する扶養親族については1人につき8,000円(職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人については10,000円とする。)とする。

- 5 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間の扶養手当の額は、改正後の第21条第3項の規定は適用せず、同条第2項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該

当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族については1人につき10,000円とする。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成30年2月5日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正前の規程に基づいて、平成29年4月1日以後分として支給された給与は、改正後の規程による給与の内払とみなす。

#### 附 則

この改正は、平成30年4月1日から施行する。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成31年2月4日から施行し、平成30年4月1日から適用する。ただし、第18条の規定は平成31年4月1日から施行する。

(給与の内払)

- 2 改正前の規程に基づいて、平成30年4月1日以後分として支給された給与は、改正後の規程による給与の内払とみなす。

#### 附 則

この改正は、平成31年4月5日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、令和2年2月3日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正前の規程に基づいて、平成31年4月1日以後分として支給された給与は、改正後の規程による給与の内払とみなす。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、令和2年12月1日から施行する。

(令和2年12月に支給する期末手当に関する特例)

- 2 令和2年12月に支給する期末手当に関する改正後の第18条第1項の規定の適用については、同項中「100分の117.5」とあるのは、「100分の115」とする。

#### 附 則

(施行期日)

この改正は、令和3年4月22日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、令和3年12月1日から施行する。  
(令和3年12月に支給する期末手当に関する特例)
- 2 令和3年12月に支給する期末手当に関する改正後の第18条第1項の規定の適用については、同項中「100分の112.5」とあるのは、「100分の107.5」とする。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、令和4年4月1日から施行する。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、令和5年1月30日から施行し、令和4年4月1日から適用する。ただし、第11条の規定は令和5年4月1日から施行する。  
(給与の内払)
- 2 改正前の規程に基づいて、令和4年4月1日以後分として支給された給与は、改正後の規程による給与の内払とみなす。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、令和5年4月1日から施行する。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、令和6年2月2日から施行する。ただし、別表第5の規定は令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第18条、第19条、別表第1及び別表第2の規定は令和5年4月1日から、改正後の第3条第7項及び第21条第2項の規定は令和5年10月1日から適用する。  
(給与の内払)
- 3 改正前の規程に基づいて、令和5年4月1日以後分として支給された給与は、改正後の規程による給与の内払とみなす。

## 別表第1 (第9条第1項関係)

## 大学教育職給料表

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1	192,224	234,717	292,717	337,929	413,046
2	194,339	237,033	295,335	340,849	415,362
3	196,453	239,248	297,752	343,870	417,477
4	198,467	241,262	300,068	346,890	419,591
5	200,381	243,377	302,384	349,810	421,505
6	202,797	245,089	304,700	352,227	423,921
7	205,315	246,800	306,814	354,744	426,137
8	207,731	248,613	309,029	357,161	428,452
9	210,148	250,728	311,345	359,678	430,164
10	212,565	253,044	313,762	362,297	432,682
11	214,981	255,359	316,179	364,915	434,897
12	217,297	257,373	318,595	367,734	437,112
13	219,412	259,488	320,911	370,352	438,522
14	221,325	261,905	322,925	372,064	440,737
15	223,037	264,221	324,939	374,279	442,952
16	224,849	266,537	326,651	376,494	445,268
17	226,863	268,450	328,665	378,206	447,383
18	228,273	271,269	330,477	380,220	449,699
19	229,582	274,089	332,290	382,234	451,914
20	230,992	276,807	334,001	384,046	454,230
21	232,502	279,526	335,411	385,859	456,244
22	234,314	282,144	337,828	387,369	458,560
23	236,127	284,661	339,942	388,578	460,977
24	237,738	287,078	342,158	389,786	463,293
25	239,551	289,495	343,970	390,894	465,306
26	241,665	292,012	345,883	392,605	467,421
27	243,679	294,429	347,998	394,317	469,536
28	245,693	296,946	350,113	396,029	471,650
29	247,505	299,363	352,026	397,741	473,664
30	249,419	301,679	353,939	399,352	475,980
31	251,432	303,894	355,751	400,762	478,195
32	253,446	306,109	357,463	402,071	480,108
33	255,359	308,325	359,376	403,682	482,022
34	256,769	310,540	360,987	405,293	484,136
35	258,078	313,057	362,498	406,803	486,352
36	259,387	315,272	363,908	408,515	488,365
37	260,696	317,588	365,317	409,623	490,480
38	262,005	318,897	367,331	411,133	492,494
39	263,314	320,509	369,244	412,644	494,407

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
40	264,724	321,918	370,956	413,852	496,320
41	266,436	323,328	372,668	414,758	498,334
42	268,047	323,731	374,480	416,369	500,247
43	269,457	324,133	376,092	417,880	501,959
44	270,866	324,536	377,501	419,491	503,872
45	272,075	325,140	379,213	420,800	505,785
46	273,585	325,644	380,925	422,310	507,598
47	275,196	326,449	382,435	423,720	509,410
48	276,505	327,255	383,946	425,230	511,223
49	277,613	327,859	385,456	426,539	512,935
50	278,116	328,564	387,067	427,748	514,647
51	278,519	329,269	388,578	429,057	516,459
52	279,123	329,974	390,189	430,265	518,372
53	279,526	330,981	391,296	430,970	519,883
54	279,929	331,686	392,807	431,876	521,494
55	280,231	332,088	394,217	432,782	523,206
56	280,634	332,692	395,828	433,689	524,817
57	281,036	333,095	397,137	434,494	526,428
58	281,842	333,800	398,546	435,400	527,737
59	282,648	334,505	399,855	436,307	529,046
60	283,453	335,109	401,164	437,112	530,254
61	284,158	335,814	402,373	437,817	531,462
62	285,064	336,720	403,782	438,723	532,469
63	285,870	337,626	405,192	439,730	533,476
64	286,675	338,432	406,602	440,636	534,483
65	287,380	339,137	407,609	441,543	535,087
66	287,984	340,144	408,716	442,449	535,994
67	288,790	340,849	409,723	443,456	536,900
68	289,495	341,856	410,831	444,362	537,806
69	289,898	342,460	411,737	445,369	538,712
70	290,602	343,366	412,543	446,376	539,518
71	291,307	344,272	413,348	447,282	540,223
72	292,012	345,179	414,053	448,289	540,726
73	292,717	345,481	414,758	449,296	541,431
74	293,623	346,488	415,664	450,202	541,935
75	294,529	347,494	416,470	451,109	542,740
76	295,335	348,501	417,175	452,116	543,344
77	295,838	349,508	417,779	452,921	543,848
78	296,745	350,415	418,182	453,425	
79	297,651	351,321	418,484	454,129	
80	298,457	352,227	418,786	454,734	
81	299,262	353,133	419,088	455,539	
82	300,168	354,040	419,390	456,244	

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
83	300,974	354,946	419,591	456,546	
84	301,779	355,852	419,893	457,150	
85	302,283	356,456	420,095	457,553	
86	303,088	357,060	420,397	457,855	
87	303,894	357,665	420,699	458,157	
88	304,700	358,269	421,001	458,459	
89	305,304	358,772	421,203	458,761	
90	305,908	359,175	421,505		
91	306,512	359,578	421,807		
92	307,116	359,981	422,109		
93	307,720	360,383	422,310		
94	308,325	360,786	422,612		
95	308,929	361,290	422,914		
96	309,533	361,692	423,216		
97	310,036	362,297	423,418		
98	310,640	362,800	423,720		
99	311,245	363,203	424,022		
100	311,849	363,706	424,223		
101	312,151	364,109	424,425		
102	312,453	364,612	424,727		
103	312,755	364,915	425,029		
104	313,057	365,317	425,230		
105	313,359	365,821	425,432		
106	313,661	366,224			
107	313,963	366,727			
108	314,165	367,231			
109	314,568	367,633			
110	314,870	368,137			
111	315,272	368,640			
112	315,675	369,043			
113	315,977	369,446			
114	316,380	369,849			
115	316,682	370,352			
116	316,984	370,755			
117	317,186	371,158			
118	317,488	371,560			
119	317,890	372,064			
120	318,293	372,467			
121	318,495	372,769			
122	318,797	373,171			
123	319,199	373,675			
124	319,602	373,977			
125	319,804	374,380			

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
126	320,005	374,883			
127	320,307	375,387			
128	320,710	375,790			
129	320,911	376,192			
130	321,213				
131	321,616				
132	321,818				
133	322,019				
134	322,321				
135	322,724				
136	322,925				
137	323,127				
138	323,328				
139	323,529				
140	323,831				
141	324,234				
142	324,536				
143	324,838				
144	325,140				
145	325,543				
146	325,845				
147	326,047				
148	326,349				
149	326,752				
150	327,054				
151	327,356				
152	327,557				
153	327,859				
154	328,161				
155	328,463				
156	328,765				
157	328,967				



別表第2（第9条第1項関係）

## 一般職給料表

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	163,224	209,443	242,571	273,484	297,450	325,342	368,036
2	164,332	211,155	244,082	275,096	299,564	327,557	370,654
3	165,540	212,867	245,491	276,606	301,578	329,772	373,071
4	166,648	214,377	246,901	278,217	303,491	331,786	375,487
5	167,756	215,887	248,110	279,727	305,304	333,800	377,401
6	168,863	217,700	249,721	281,439	307,116	335,814	379,918
7	169,971	219,412	251,231	283,252	308,727	337,727	382,234
8	171,079	221,124	252,641	285,064	310,338	339,640	384,751
9	172,086	222,634	253,748	286,776	311,950	341,554	387,168
10	173,495	224,144	255,158	288,689	314,165	343,567	389,786
11	174,804	225,655	256,669	290,502	316,380	345,581	392,404
12	176,113	227,165	257,978	292,314	318,394	347,595	395,022
13	177,322	228,373	259,287	294,127	320,408	349,408	397,338
14	178,832	229,783	260,495	295,738	322,422	351,422	399,654
15	180,342	231,193	261,703	297,147	324,335	353,335	401,869
16	181,954	232,603	262,912	298,557	326,248	355,248	404,185
17	183,061	234,012	264,120	300,068	328,161	356,960	405,998
18	184,471	235,623	265,429	302,082	330,175	358,974	407,911
19	185,881	237,134	266,738	304,095	332,088	360,786	409,824
20	187,290	238,544	268,047	305,908	334,001	362,699	411,637
21	188,599	239,752	269,457	307,620	335,713	364,612	413,449
22	190,915	241,363	270,967	309,533	337,727	366,526	415,262
23	193,131	242,873	272,578	311,446	339,741	368,439	417,074
24	195,346	244,283	274,089	313,259	341,654	370,352	418,887
25	197,561	245,290	275,700	314,970	343,064	372,265	420,498
26	199,273	246,800	277,411	316,984	344,977	374,178	422,008
27	200,783	248,110	279,023	318,998	346,890	376,092	423,518
28	202,294	249,318	280,634	320,911	348,804	378,005	425,029
29	203,804	250,425	282,245	322,623	350,415	379,515	426,539
30	205,214	251,432	283,755	324,637	352,328	381,328	427,848
31	206,624	252,339	285,266	326,651	354,140	383,140	429,157
32	208,033	253,245	286,776	328,665	355,953	384,751	430,366
33	209,443	254,151	287,884	329,873	357,765	386,463	431,574
34	210,752	255,057	289,495	331,887	359,578	387,873	432,883
35	212,061	255,863	291,005	333,800	361,290	389,283	434,192
36	213,370	256,669	292,516	335,814	363,001	390,692	435,400
37	214,679	257,373	293,925	337,727	364,411	392,102	436,609
38	215,887	258,481	295,536	339,640	365,720	393,310	437,414
39	217,096	259,689	297,147	341,554	367,029	394,519	438,220
40	218,203	260,797	298,759	343,467	368,439	395,526	439,025

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
号 給	円	円	円	円	円	円	円
41	219,311	262,005	300,269	345,279	369,546	396,633	439,630
42	220,419	263,214	301,880	347,192	370,453	397,841	440,334
43	221,426	264,321	303,391	349,005	371,460	398,949	441,039
44	222,433	265,429	304,901	350,817	372,567	400,057	441,744
45	223,339	266,537	306,512	352,328	373,373	400,762	442,550
46	224,245	267,644	308,123	353,738	374,279	401,466	443,355
47	225,151	268,752	309,734	355,147	375,185	402,171	443,758
48	226,058	269,759	311,245	356,658	375,991	402,876	444,463
49	226,964	270,766	312,151	358,168	376,796	403,480	444,966
50	227,870	271,773	313,661	358,974	377,602	404,085	445,369
51	228,776	272,780	315,172	359,981	378,408	404,588	445,772
52	229,683	273,686	316,783	360,987	379,112	404,991	446,175
53	230,488	274,592	318,394	361,894	379,817	405,394	446,577
54	231,394	275,498	320,005	363,001	380,522	405,696	446,980
55	232,301	276,405	321,515	363,908	381,227	405,998	447,383
56	233,106	277,311	323,026	364,915	381,932	406,300	447,685
57	233,408	278,217	324,436	365,821	382,435	406,602	447,987
58	234,214	279,123	325,644	366,526	383,039	406,904	448,390
59	234,919	280,030	326,752	367,231	383,644	407,206	448,692
60	235,523	280,936	327,859	367,835	384,348	407,508	448,994
61	236,127	281,943	328,564	368,237	384,751	407,810	449,296
62	236,832	282,950	329,470	368,842	385,456	408,112	
63	237,436	283,856	330,276	369,546	386,060	408,414	
64	237,939	284,762	331,081	370,251	386,664	408,716	
65	238,443	285,266	331,887	370,553	387,067	409,019	
66	238,946	285,970	332,290	371,258	387,671	409,321	
67	239,450	286,675	332,894	371,963	388,276	409,623	
68	240,054	287,582	333,599	372,567	388,880	409,925	
69	240,557	288,589	334,404	372,869	389,283	410,126	
70	241,061	289,394	335,109	373,474	389,786	410,428	
71	241,564	290,200	335,814	374,178	390,289	410,730	
72	242,068	291,005	336,418	374,783	390,894	410,932	
73	242,571	291,710	336,922	375,085	391,196	411,133	
74	243,075	292,213	337,526	375,689	391,598	411,435	
75	243,478	292,616	338,029	376,394	392,001	411,737	
76	243,981	293,019	338,633	376,998	392,404	411,939	
77	244,485	293,220	338,936	377,401	392,706	412,140	
78	244,988	293,523	339,439	377,904	393,008	412,442	
79	245,491	293,724	339,842	378,508	393,310	412,744	
80	245,995	294,026	340,245	379,012	393,512	412,946	
81	246,398	294,227	340,647	379,515	393,713	413,147	
82	246,901	294,429	341,151	380,119	394,015	413,449	
83	247,304	294,731	341,654	380,623	394,317	413,751	
84	247,707	294,932	342,158	380,925	394,519	413,953	

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
号 給	円	円	円	円	円	円	円
85	248,110	295,234	342,460	381,328	394,720	414,154	
86	248,512	295,536	342,863	381,831	395,022		
87	248,915	295,838	343,366	382,234	395,324		
88	249,318	296,141	343,769	382,637	395,526		
89	249,721	296,443	344,071	383,039	395,727		
90	250,224	296,845	344,474	383,543	396,029		
91	250,526	297,147	344,977	383,946	396,331		
92	250,828	297,550	345,380	384,348	396,532		
93	251,130	297,752	345,581	384,651	396,734		
94		297,953	345,984				
95		298,255	346,488				
96		298,658	346,890				
97		298,859	347,092				
98		299,161	347,494				
99		299,564	347,897				
100		299,967	348,199				
101		300,168	348,501				
102		300,470	348,904				
103		300,873	349,307				
104		301,175	349,710				
105		301,377	350,213				
106		301,679	350,616				
107		302,082	351,019				
108		302,384	351,422				
109		302,585	351,925				
110		302,988	352,328				
111		303,391	352,630				
112		303,693	352,932				
113		303,894	353,435				
114		304,095					
115		304,397					
116		304,800					
117		305,002					
118		305,203					
119		305,505					
120		305,807					
121		306,210					
122		306,411					
123		306,713					
124		307,016					
125		307,318					

別表第3（第9条第2項関係）

(1) 大学教育職給料表級別職務分類表

職務の級	職務
1級	助手
2級	助教
3級	講師
4級	准教授
5級	教授

(2) 一般職給料表級別職務分類表

職務の級	職務
1級	主事、司書、保健師、看護師
2級	主任主事、主任司書、主任保健師、主任看護師
3級	係長、主任
4級	室長、係長、主査、専門員
5級	課長、室長
6級	事務局次長、部長、事務部長、調整監
7級	事務局長

別表第4（第10条関係）

(1) 大学教育職初任給基準表

職務	学歴免許	基礎号給
助手	1 博士課程修了(大学6卒後の課程に限る。)	1級49号給
	2 博士課程修了	1級41号給
	3 修士課程修了 大学6卒	1級25号給
	4 大学卒	1級13号給
助教	1 博士課程修了(大学6卒後の課程に限る。)	2級37号給
	2 博士課程修了	2級29号給
	3 修士課程修了 大学6卒	2級13号給
	4 大学卒	2級1号給
講師		3級1号給
准教授		4級1号給
教授		5級1号給

(2) 一般職初任給基準表

職務	学歴免許	基礎号給
主事、司書、保健師、看護師	1 大学卒	1級21号給
	2 短大卒	1級13号給
	3 高校卒	1級5号給
主任主事、主任司書、主任保健師、主任看護師		2級1号給
係長、主任		3級1号給
室長、係長、主査、専門員		4級1号給
課長、室長		5級1号給
事務局次長、部長、事務部長、調整監		6級1号給
事務局長		7級1号給

別表第5（第11条第2項関係）

(1) 大学教育職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	2	1
15	1	1	3	1
16	1	1	4	1
17	1	1	5	1
18	1	1	6	1
19	1	1	7	1
20	1	1	8	1
21	1	1	9	1
22	2	2	10	1
23	3	3	11	1
24	4	4	12	1
25	5	5	13	1
26	6	6	14	1
27	7	7	15	1
28	8	8	16	1
29	9	9	17	1
30	10	10	18	2
31	11	11	19	3
32	12	12	20	4
33	13	13	21	5
34	14	14	21	6
35	15	15	22	7
36	16	16	22	8
37	17	17	23	9
38	18	18	23	10
39	19	19	24	11
40	20	20	24	12
41	21	21	25	13
42	22	22	26	14

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
43	23	23	27	15
44	24	24	28	16
45	25	25	29	17
46	25	26	30	17
47	25	27	31	18
48	26	28	32	18
49	26	29	33	19
50	26	29	34	19
51	27	30	35	20
52	27	30	36	20
53	27	31	37	21
54	28	31	38	21
55	28	32	39	22
56	28	32	40	22
57	29	33	41	23
58	29	33	42	23
59	29	33	43	24
60	30	34	44	24
61	30	34	45	25
62	30	34	46	25
63	31	35	47	26
64	31	35	48	26
65	31	35	49	27
66	32	36	50	27
67	32	36	51	28
68	32	36	52	28
69	33	37	53	29
70	33	37	54	29
71	33	38	55	29
72	33	38	56	30
73	34	39	57	30
74	34	39	57	30
75	34	40	58	30
76	34	40	58	31
77	35	41	59	31
78	35	41	59	31
79	35	42	60	31
80	35	42	60	32
81	36	43	61	32
82	36	43	61	32
83	36	44	61	32
84	36	44	61	33
85	37	45	62	33
86	37	45	62	33

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
87	37	45	62	34
88	38	46	62	34
89	38	46	62	35
90	38	46	62	
91	39	47	62	
92	39	47	62	
93	39	47	62	
94	40	48	62	
95	40	48	62	
96	40	48	62	
97	41	49	62	
98	41	49	62	
99	41	49	62	
100	41	49	62	
101	41	50	62	
102	41	50	62	
103	42	50	62	
104	42	50	62	
105	42	51	62	
106	42	51		
107	42	51		
108	42	51		
109	43	52		
110	43	52		
111	43	52		
112	43	52		
113	43	52		
114	43	52		
115	44	53		
116	44	53		
117	44	53		
118	44	53		
119	44	53		
120	44	53		
121	45	54		
122	45	54		
123	45	54		
124	45	54		
125	45	54		
126	46	54		
127	46	55		
128	46	55		
129	46	55		
130	46			



昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
131	47			
132	47			
133	47			
134	47			
135	47			
136	48			
137	48			
138	48			
139	48			
140	48			
141	49			
142	50			
143	51			
144	52			
145	53			
146	53			
147	53			
148	54			
149	54			
150	54			
151	55			
152	55			
153	55			
154	56			
155	56			
156	56			
157	57			

備考 降格した職員を当該降格後最初に昇格させた場合の号給は、別に定める。

## (2) 一般職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前 日に受けていた 号給	昇格後の号給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	2	1
11	1	1	1	3	3	1
12	1	1	1	4	4	1
13	1	1	1	5	5	1
14	1	1	1	6	6	2
15	1	1	1	7	7	3
16	1	1	1	8	8	4
17	1	1	1	9	9	5
18	1	2	2	10	10	6
19	1	3	3	11	11	7
20	1	4	4	12	12	8
21	1	5	5	13	13	9
22	1	6	6	14	14	10
23	1	7	7	15	15	11
24	1	8	8	16	16	12
25	1	9	9	17	17	13
26	1	10	10	18	18	14
27	1	11	11	19	19	15
28	1	12	12	20	20	16
29	1	13	13	21	21	17
30	1	14	14	22	22	18
31	1	15	15	23	23	19
32	1	16	16	24	24	20

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
33	1	17	17	25	25	21
34	2	18	18	26	26	21
35	3	19	19	27	27	22
36	4	20	20	28	28	22
37	5	21	21	29	29	23
38	6	22	22	30	30	23
39	7	23	23	31	31	24
40	8	24	24	32	32	24
41	9	25	25	33	33	25
42	10	26	26	34	34	25
43	11	27	27	35	35	26
44	12	28	28	36	36	26
45	13	29	29	37	37	27
46	14	30	30	38	38	27
47	15	31	31	39	39	28
48	16	32	32	40	40	28
49	17	33	33	41	41	29
50	18	34	34	42	41	29
51	19	35	35	43	42	29
52	20	36	36	44	42	29
53	21	37	37	45	43	30
54	21	37	38	46	43	30
55	22	38	39	47	44	30
56	22	38	40	48	44	30
57	23	39	41	49	45	31
58	23	39	42	50	45	31
59	24	40	43	51	46	31
60	24	40	44	52	46	31
61	25	41	45	53	47	31
62	25	42	45	54	47	31
63	26	43	45	55	48	31
64	26	44	46	56	48	31
65	27	45	46	57	49	31
66	27	45	46	58	49	31
67	28	46	47	59	50	31
68	28	46	47	60	50	31

昇格した日の前 日に受けていた 号給	昇格後の号給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
69	29	47	47	61	50	31
70	29	47	48	62	50	31
71	29	48	48	63	50	31
72	30	48	48	64	50	31
73	30	49	49	65	50	31
74	30	49	49	66	50	31
75	31	49	49	67	50	31
76	31	49	50	68	50	31
77	31	49	50	68	51	31
78	32	50	50	68	51	32
79	32	50	51	68	51	32
80	32	50	51	68	51	32
81	33	50	51	69	51	32
82	33	50	52	69	51	32
83	33	51	52	69	51	32
84	34	51	52	69	51	32
85	34	51	53	69	51	33
86	34	51	53	70	51	
87	35	51	53	70	51	
88	35	52	53	70	51	
89	35	52	54	71	52	
90	36	52	54	72	52	
91	36	52	54	73	52	
92	36	52	54	74	52	
93	37	53	55	75	53	
94		53	55			
95		53	55			
96		53	55			
97		53	55			
98		54	55			
99		54	55			
100		54	56			
101		54	56			
102		54	56			
103		55	56			
104		55	56			

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
105		55	56			
106		55	56			
107		55	57			
108		56	57			
109		56	57			
110		56	57			
111		56	57			
112		56	57			
113		56	57			
114		56				
115		56				
116		56				
117		57				
118		57				
119		57				
120		57				
121		57				
122		57				
123		57				
124		57				
125		57				

備考 降格した職員を当該降格後最初に昇格させた場合の号給は、別に定める。

別表第6（第15条関係）  
休職期間等調整換算表

休職等の期間	換算率
就業規則第14条第1号の規定による休職（その原因が業務災害であるものに限る。）の期間	2分の2
就業規則第14条第3号又は第4号の規定による休職（第4号の規定によるものにあつては、その原因が業務災害であるものに限る。）の期間	
勤務時間規程第19条第1号の休暇の期間	
就業規則第14条第2号の規定による休職の期間（無罪の判決を受けた場合の休職の期間に限る。）	
勤務時間規程第21条の育児休業の期間	
勤務時間規程第22条の介護休業の期間	3分の2
就業規則第14条第1号の規定による休職（その原因が業務災害であるものを除く。）の期間 勤務時間規程第19条第2号の休暇の期間	
就業規則第14条第4号の規定による休職（その原因が業務災害であるものを除く。）の期間	2分の1

別表第7（第16条第2項及び第3項関係）  
給料の調整額を支給する職及び調整数

勤務箇所	職	調整数
島根県立大学	1 教授、准教授、講師又は助教で、大学院研究科の授業を常時担当するもの（以下「大学院担当教員」という。）のうち、大学院研究科の博士後期課程を担当する者で主任として学生に対する研究指導に従事するもの（別に定める者に限る。）	3.0
	2 大学院担当教員のうち、博士後期課程を担当する者（1に掲げる者を除く。）	2.0
	3 大学院担当教員（1及び2に掲げる者を除く。）	1.0

別表第8（第16条第3項関係）  
給料の調整額の調整基本額表

職務の級	調整基本額
2級	10,482円
3級	11,879円
4級	12,678円
5級	14,974円

別表第9（第20条第2項関係）

管理職手当を支給する職及び支給額

(1) 大学教育職給料表適用者

職名	区分	支給額
学長代行 副学長（浜田） 副学長（出雲） 副学長（松江）	1種	133,600円
国際関係学部長 地域政策学部長 看護栄養学部長 人間文化学部長	2種	106,900円
北東アジア開発研究科長 看護学研究科長 短期大学部長	3種	85,500円
しまね地域国際研究センター長	4種	64,100円
教務部長 学生生活部長 教務学生生活部長 看護栄養交流センター長 しまね地域共生センター長	5種	53,400円
学科長 コース長	6種	42,800円
別科長 魅力化推進本部の推進室長	7種	32,100円
基礎教養部長、指定委員会の委員長及び図書館長	8種	21,400円

(2) 一般職給料表適用者

職名	区分	支給額
事務局長	2種	88,500円
事務局次長 教育研究支援部長 事務部長	4種	49,900円
調整監	5種	41,600円

別表第10（第23条第1項第2号関係）

交通用具使用者通勤手当額表

通勤距離	自動4輪	自動2輪・自転車
2 km以上 4 km未満	2,100 円	1,000 円
4 km以上 6 km未満	3,500 円	1,700 円
6 km以上 10 km未満	5,500 円	2,700 円
10 km以上 14 km未満	7,900 円	3,900 円
14 km以上 18 km未満	10,200 円	5,100 円
18 km以上 22 km未満	12,500 円	6,200 円
22 km以上 26 km未満	14,700 円	7,300 円
26 km以上 30 km未満	16,800 円	8,400 円
30 km以上 34 km未満	18,900 円	9,400 円
34 km以上 38 km未満	21,000 円	10,500 円
38 km以上 42 km未満	23,000 円	11,500 円
42 km以上 46 km未満	25,100 円	12,500 円
46 km以上 50 km未満	27,100 円	13,500 円
50 km以上 54 km未満	29,100 円	14,500 円
54 km以上 58 km未満	31,000 円	15,500 円
58 km以上 62 km未満	33,000 円	16,500 円
62 km以上 66 km未満	34,900 円	17,400 円
66 km以上 70 km未満	36,900 円	18,400 円
70 km以上 74 km未満	38,800 円	19,400 円
74 km以上 78 km未満	40,700 円	20,300 円
78 km以上	42,600 円	21,300 円



別表第 11 (第 27 条の 3 第 2 項関係)

公開講座担当手当を支給する者及び支給額

(円)

区分	同一の年度において同一の講座を 1 回行う場合の支給額	同一の年度において同一の講座を複数回担当する場合の各回の支給額				
		1 回目から 2 回目まで	3 回目から 8 回目まで	9 回目から		
1 人で講座を担当する場合	10,500 (5,300)	10,500 (5,300)	3,500 (1,800)	1,800 (900)		
同一の講座を複数の者で担当する場合	主担当者	10,500 (5,300)	10,500 (5,300)	3,500 (1,800)	1,800 (900)	
	副担当者	副担当者が 1 人のとき	5,300 (2,700)	5,300 (2,700)	1,800 (900)	900 (500)
		副担当者が 2 人以上のとき	3,500 (1,800)	3,500 (1,800)	1,200 (600)	600 (300)

注 1 ( ) は、公開講座の開催時間が平日の 9 時から 18 時の時間である場合の支給額

- 2 同一の講座において、独立して講義を担当する者が複数ある場合は、そのいずれの者についても「主担当者」として取り扱うことができる。
- 3 同一の講座において、講義以外の業務を複数人で分担して担当する場合は、そのいずれの者についても「副担当者」として取り扱うものとする。

別表第 12 (第 27 条の 5 第 3 項関係)

大学院留学生研究指導手当の額

区分	課程	手当の額
主たる指導教員として 2 名認定された場合	大学院博士後期課程	主担当 40,300円
		副担当 20,100円
	大学院博士前期課程	主担当 20,100円
		副担当 10,100円
主たる指導教員として 3 名認定された場合	大学院博士後期課程	主担当 30,200円
		副担当 15,100円
		副担当 15,100円
	大学院博士前期課程	主担当 15,100円
		副担当 7,600円
		副担当 7,600円